

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 福嶋医院
代表者役職・氏名	理事長 福嶋 啓祐
本社所在地・電話番号	岡山県 浅口市 寄島町3072 0865-54-3177

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	ヘルパーステーションいるかいご
事業所番号	指定事業所番号：3 3 7 2 7 0 1 2 1 3
所在地	〒714-0101 岡山県 浅口市 寄島町16089-16
電話番号	0865-54-2001
F A X 番号	0865-54-2701
通常の事業の実施地域	浅口市、里庄町、倉敷市の一部（黒崎、玉島西各中学校区）、笠岡市の一部（大島、笠岡東、神島外（島部除く）各中学校区）

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(3) 事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 人以上
サービス 提供責任者	・訪問介護計画を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な情報を提供します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握し、訪問介護員の業務管理を実施します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常 勤 1 人以上
訪問介護員	・訪問介護計画に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常 勤 2 人以上 非常勤 1 人以上

3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者のADL・IADL・QOLや意欲の向上のための利用者と共に行う自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

4 利用料、その他の費用の額

(1) 訪問介護の利用料

- ア 基本利用料
別紙 1 参照
- イ 加算
別紙 1 参照

(2) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用する場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 キロメートル未満 200 円（税込）、片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 400 円（税込）、それ以上は片道 1 キロメートル増すごとに 40 円（税込）。

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止した場合には、キャンセル料を請求する場合があります。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

(4) その他

- ア 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- イ 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1) 請求方法

- ア 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- イ 請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

支払方法は原則として指定金融機関での口座引き落としとしますので、前日までにお取引口座をご用意下さい。尚、引き落としは毎月 20 日（20 日が土・日・祝日となる場合は翌営業日）と致します。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 1 苦情については、利用者及びその家族と連絡を取り、苦情内容の詳細を確認します。
- 2 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は関係職員を招集し苦情処理に向けた検討会議を開催します。
- 3 苦情に対して具体的に対応します。
- 4 苦情の再発防止に努めるよう全職員に徹底します。

(2) 苦情相談窓口

担 当	管理補佐 中村 信仁
電話番号	0865-54-2001
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受 付 日	月曜日から土曜日まで

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

浅口市 高齢者支援課 0865-44-7113
岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811
倉敷市 保健福祉局 健康福祉部 介護保険課 086-426-3343
里庄町 健康福祉課 0865-64-7232
笠岡市 長寿支援課 0865-69-2139

1 0 第三者評価について
実施なし。

1 1 サービスの利用に当たっての留意事項
サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ア 医療行為
- イ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ウ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- エ 日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- オ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 2 連帯保証人

事業者は利用者に対し連帯保証人を求めることがあります。ただし、連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合にはこの限りではありません。

(1) 連帯保証人は次の各号の責任を負います。

- 一 本契約に基づき利用者が負担する一切の債務につき利用者と連帯して保証し、その弁済の責めを負う。
- 二 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行できるように協力すること。
- 三 契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に協力すること。
- 四 利用者が死亡した場合に遺体及び遺留金品の引受、その他の必要な措置をすること。
- 五 連帯保証人は、事業者に対し利用者が本契約上負担する一切の責務を極度額300万円の範囲内で連帯して保証する。

令和 年 月 日

指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所 在 地 岡山県 浅口市 寄島町3072

法 人 名 医療法人 福嶋医院

代表者名 理事長 福嶋 啓祐

説明者

事業所名 ヘルパーステーションいるかいご

氏 名 _____

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

身元引受人兼連帯保証人 住所 _____

氏名 _____